

平成 24 年度 第 1 回香川県渋滞対策協議会

日 時：平成 24 年 7 月 27 日（金）10:00～

場 所：香川河川国道事務所 2F 第 1 会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議長挨拶（香川河川国道事務所長）
3. 議 事
 - （1）渋滞対策への取り組みと今後の渋滞対策の推進について
 - （2）主要渋滞箇所の抽出方法について
 - （3）主要渋滞箇所の抽出箇所リスト（素案）について
 - （4）パブリックコメント調査方法について
4. 閉 会

配布資料

1. 議事次第
2. 出席者名簿
3. 配席図
4. （資料－1） 協議会規約（改正案）
5. （資料－2） 渋滞対策への取り組みと今後の渋滞対策の推進について
6. （資料－3） 一般道の主要渋滞箇所特定の方法について
7. （資料－4） 主要渋滞箇所の抽出箇所リスト（素案）
8. （資料－5） パブリックコメント調査方法について（案）

平成24年度 第1回香川県渋滞対策協議会 出席者名簿

所 属 ・ 役 職	備 考
四国地方整備局 香川河川国道事務所 事務所長	議 長
道路部 道路計画課長	
香川河川国道事務所 副所長	
〃 事業対策官	
〃 道路調査課長	
〃 工務第二課長	
〃 交通対策課長	
四国運輸局 香川運輸支局 首席運輸企画専門官	
香 川 県 危機管理総局 暮らし安全安心課長	
土 木 部 道 路 課 長	
〃 都市計画課長	
香川県警察本部 交 通 部 交通企画課長	
〃 交通規制課長	
〃 交通管制官	
高 松 市 都市整備局 都市計画課長	
本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター所長	
西日本高速道路(株) 四国支社 企画調整課長	
西日本高速道路(株) 四国支社 香川高速道路事務所長	
西日本高速道路(株) 四国支社 高松工事事務所長	
社団法人 香川県トラック協会 専務理事	オブザーバー
香川県タクシー協同組合 専務理事	オブザーバー

協議会規約（改正案）

平成24年7月27日

香川県渋滞対策協議会

香川県渋滞対策協議会規約（改正案）

※ 改正箇所下線部

（名 称）

第1条 本会は、香川県渋滞対策協議会（以下「協議会」という）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、香川県における既存ストックの有効活用を図ることにより、道路空間におけるサービスの質を高めると共に、交通需要マネジメント施策を併せて行い、渋滞対策を推進し、交通渋滞の解消、円滑な交通流の確保、輸送効率の向上を図る。これにより、自動車から排出される二酸化炭素排出量の削減を図る。

（調整事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行う。

- （1）渋滞箇所とその原因の把握
- （2）渋滞対策及び自動車から排出される二酸化炭素排出量削減施策の策定及び実施
- （3）策定した施策のフォローアップ
- （4）その他

（構 成）

第4条 協議会は、国土交通省四国地方整備局道路部、国土交通省四国運輸局香川運輸支局、国土交通省香川河川国道事務所、香川県危機管理総局、香川県土木部、香川県警察、高松市、西日本高速道路（株）四国支社、本州四国連絡高速道路（株）坂出管理センター及び協議会議長が必要と認める機関の職員により構成する。

（協 議 会）

第5条 協議会には議長を置き、議長は国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長とする。

- 2 議長は、協議会を統括し、協議会を召集する。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
- 4 協議会の構成は、別表のとおりとする。ただし、必要に応じ議長が指名するものを委員及びオブザーバーとして参加させることができる。

(事務局)

第1条 事務局は、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所道路調査課に置く。

(細則)

第2条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、協議会に諮って定めるものとする。

(附則)

施行	平成5年	6月23日	改正	平成17年	10月31日
改正	平成6年	8月9日	改正	平成21年	7月10日
改正	平成10年	6月10日	<u>改正</u>	<u>平成24年</u>	<u>7月 日</u>
改正	平成15年	5月23日			

香川県渋滞対策協議会委員

所 属 ・ 役 職	備 考
四国地方整備局 香川河川国道事務所 事務所長	議 長
<u>道路部 道路計画課長</u>	
<u>香川河川国道事務所</u> 副所長	
〃 事業対策官	
〃 道路調査課長	
〃 工務第二課長	
〃 交通対策課長	
四国運輸局 香川運輸支局 首席運輸企画専門官	
香 川 県 <u>危機管理総局</u> <u>くらし安全安心課長</u>	
土 木 部 道 路 課 長	
〃 都市計画課長	
香川県警察本部 交 通 部 交通企画課長	
〃 交通規制課長	
〃 交通管制官	
高 松 市 都市整備局 都市計画課長	
本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター所長	
<u>西日本高速道路(株) 四国支社</u> <u>企画調整課長</u>	
西日本高速道路(株) 四国支社 <u>香川高速道路</u> 事務所長	
<u>西日本高速道路(株) 四国支社</u> <u>高松工事事務所長</u>	

渋滞対策への取り組みと今後の渋滞対策の推進について

平成24年7月27日

香川県渋滞対策協議会

1) これまでの取り組み (H5~H23)

H5~H9 香川県新渋滞対策プログラム

香川県渋滞対策協議会による初の渋滞対策計画の立案および実施

H10~H16 香川県第3次渋滞対策プログラム

香川県新渋滞対策プログラムのフォローアップ調査結果を受けて、新たに対策箇所を選定

H17~H20 CO₂削減アクションプログラム

渋滞対策協議会で渋滞ポイントを決定

・ 第3次渋滞対策プログラム+ 追加調査による渋滞が確認された箇所

≫ うち、H24を目処に対策が終了する箇所をCO₂削減アクションプログラムに登録

H21~H23 混雑箇所の特定及び対策の実施

データ(VICS、プローブデータ等)及びアンケート結果(事業者・一般道路利用者)をもとに混雑箇所を特定

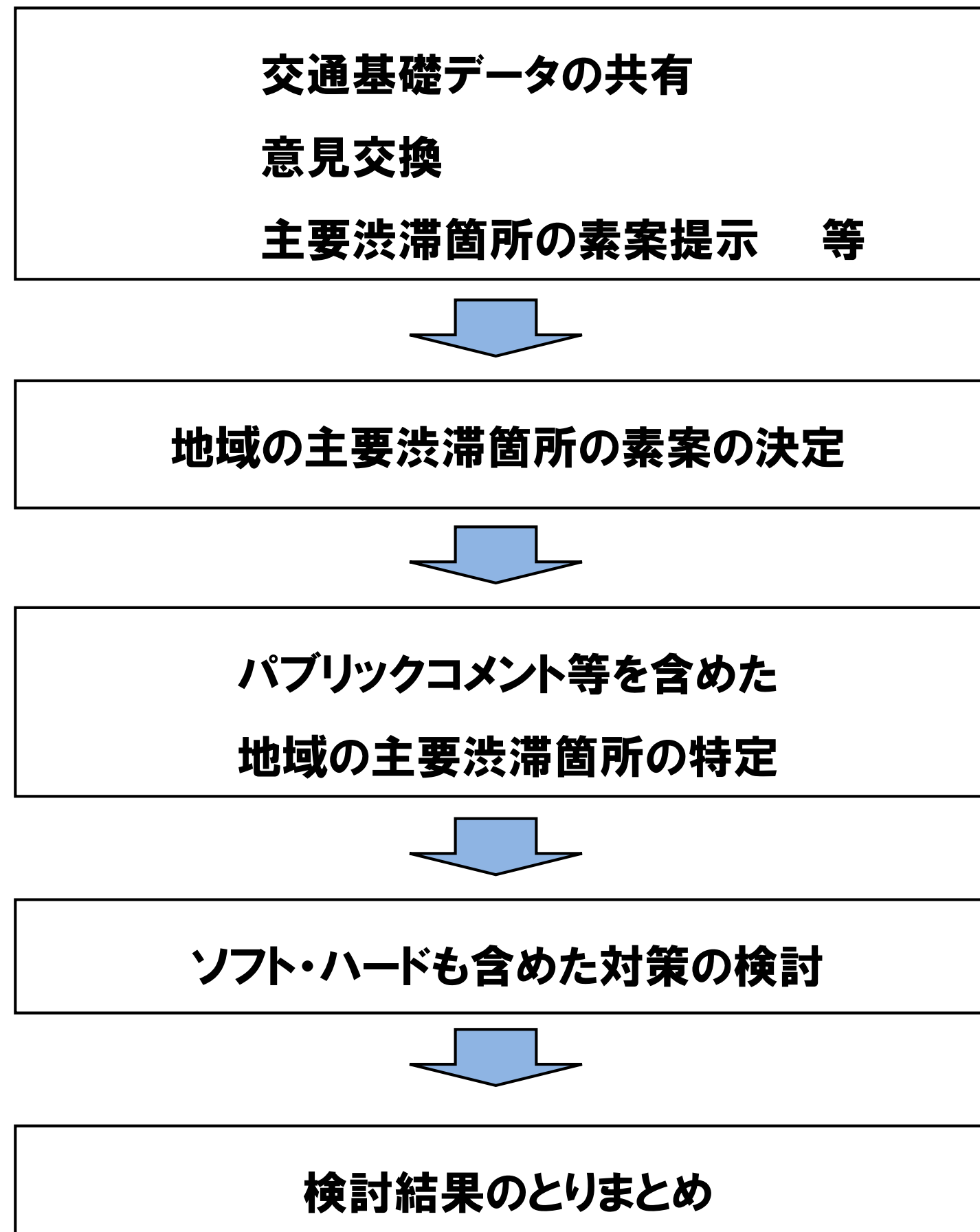
≫ 各交差点における対策案を検討、随時、対策事業を実施し、整備効果を公表

- 【背景】**
- ・ 「今後の高速道路のあり方 中間とりまとめ」において、**効率性を阻害する渋滞ボトルネック対策の重要性が指摘**されている。
 - ・ 社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会においても、**渋滞対策を含め道路利用の適正化が議論**されている。
 - ・ 交通観測技術の進展・普及により、**道路交通状況の詳細に係るデータが容易に取得可能**となるなど、観測環境に大きな改善がされている。

今後の渋滞対策の推進

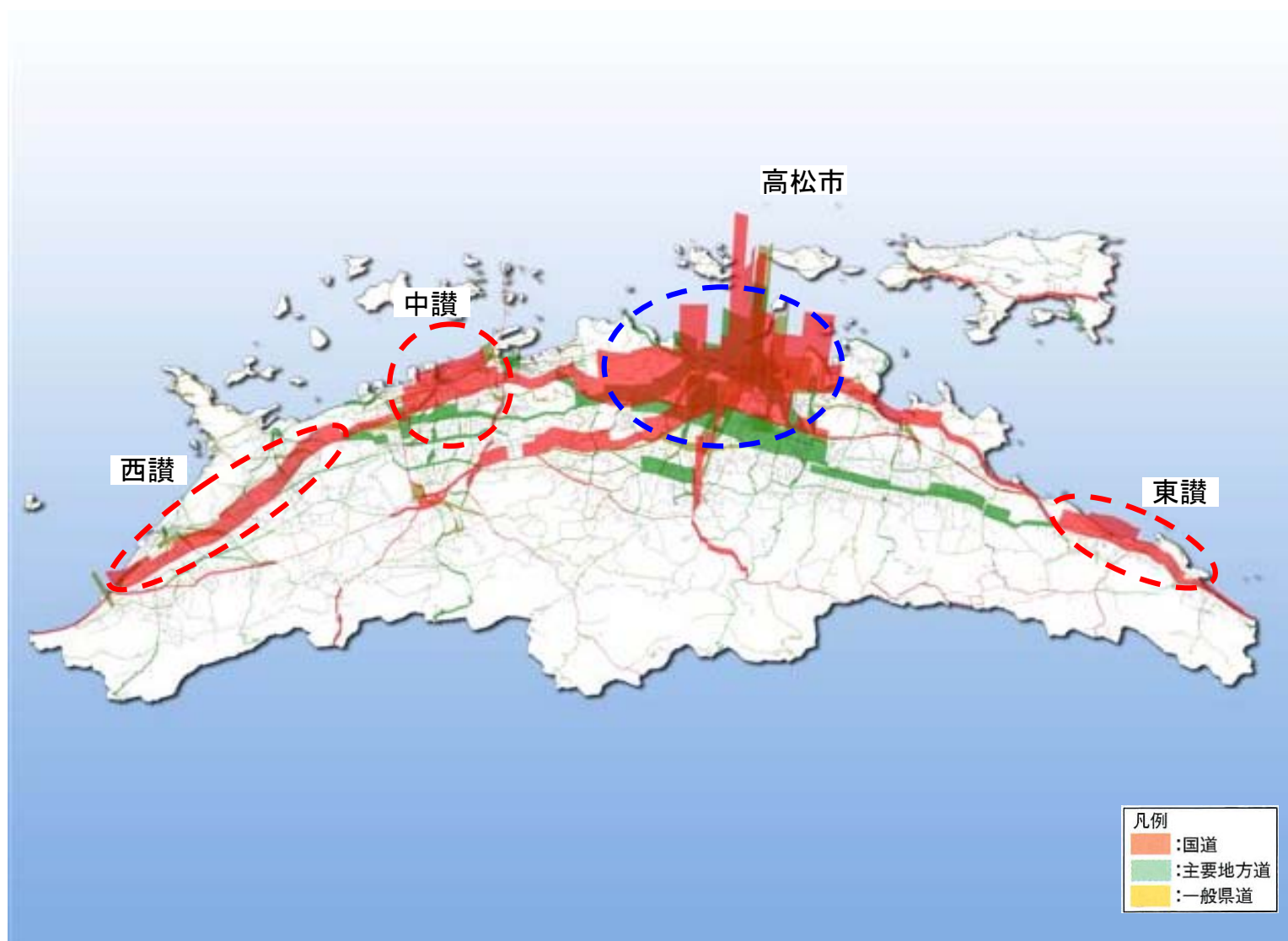
【対応策】 最新データに基づく客観的な分析や地域性を反映した評価軸の検討、道路利用者等の意見より、地域の実感と整合した課題箇所を特定し、ソフト・ハードも含めた対策に係る検討を進め、検討結果をとりまとめる。

2) 検討の流れ

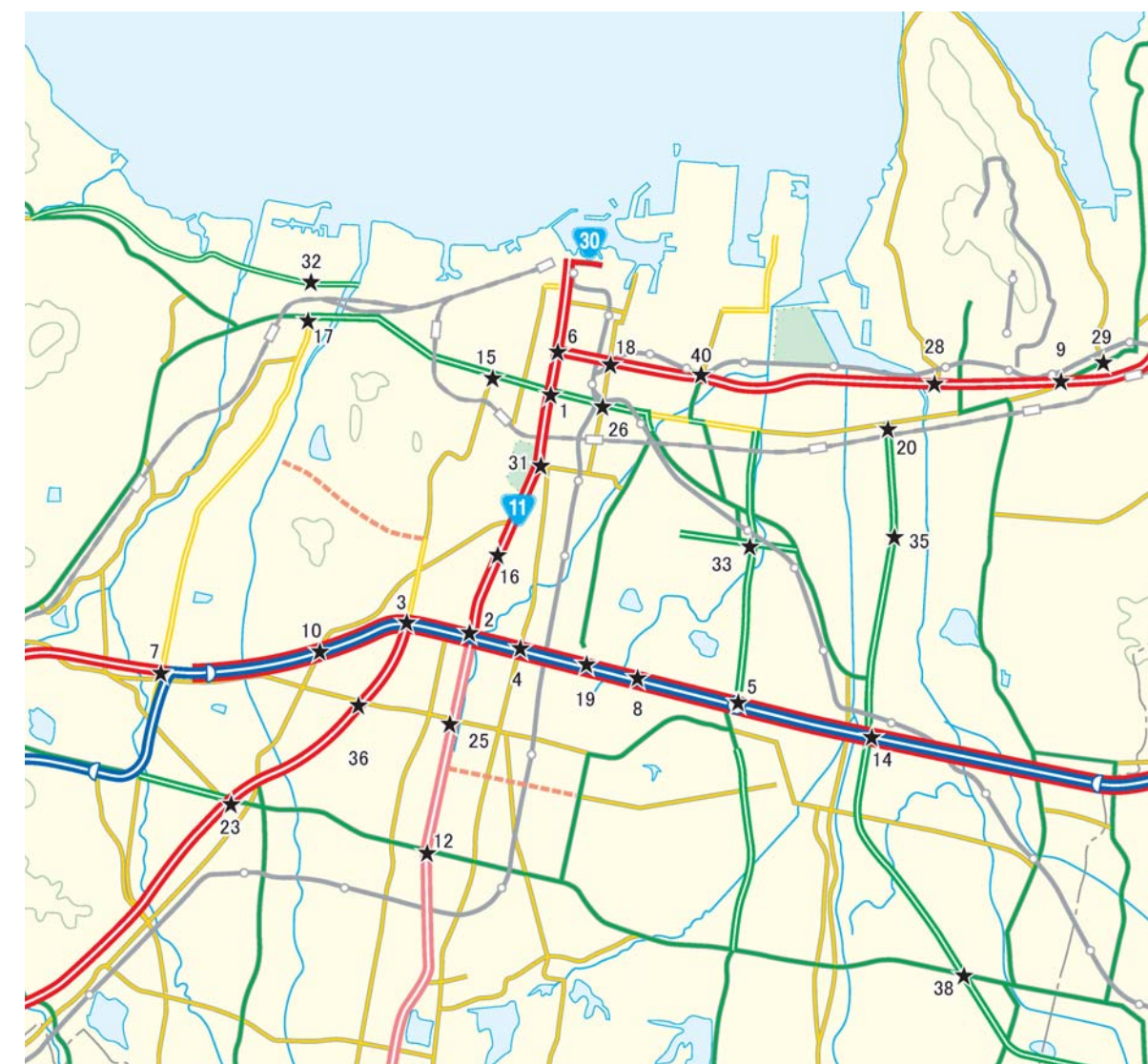


3) 一般道路の状況について

- 香川県内では、高松市を中心として渋滞損失時間が大きい交差点が集中している。
- 高松市以外でも、中讃付近及び国道11号の東讃・西讃付近がボトルネックとなっている。



▲香川県の渋滞損失時間(H17センサス)

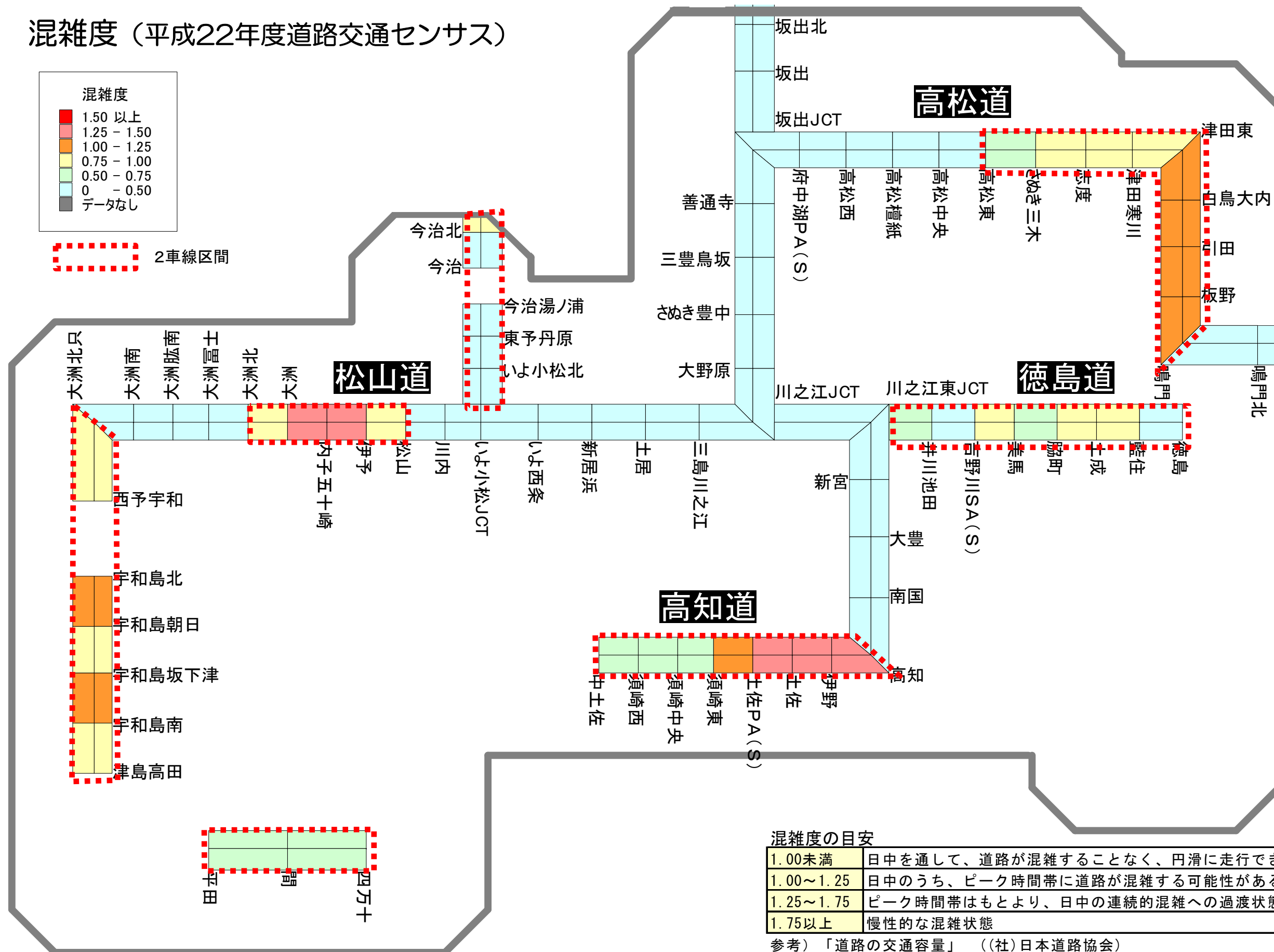


▲高松市中心部の渋滞損失時間が大きい交差点(H22センサス)

- 凡例
- ★ : 渋滞による損失が大きな交差点
 - 00 : ワースト番号
 - : 高速道路
 - : 一般国道
 - : 主要地方道
 - : 一般県道

4) 高速道路の状況について

混雑度（平成22年度道路交通センサス）



- 混雑度
- 1.50 以上
 - 1.25 - 1.50
 - 1.00 - 1.25
 - 0.75 - 1.00
 - 0.50 - 0.75
 - 0 - 0.50
 - データなし

2車線区間

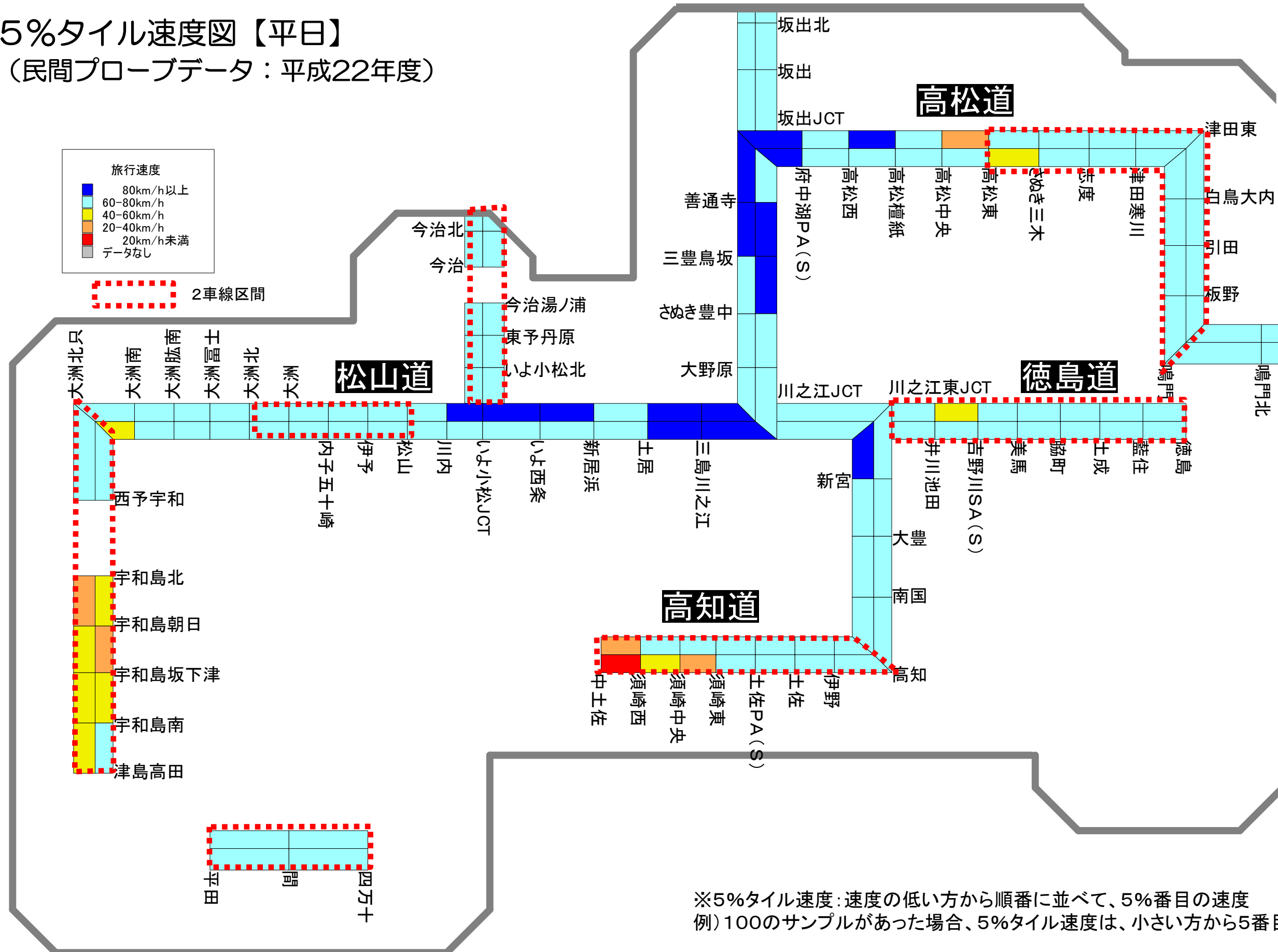
混雑度の目安

1.00未満	日中を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる状態
1.00~1.25	日中のうち、ピーク時間帯に道路が混雑する可能性がある状態
1.25~1.75	ピーク時間帯はもとより、日中の連続的混雑への過渡状態
1.75以上	慢性的な混雑状態

参考) 「道路の交通容量」 ((社)日本道路協会)

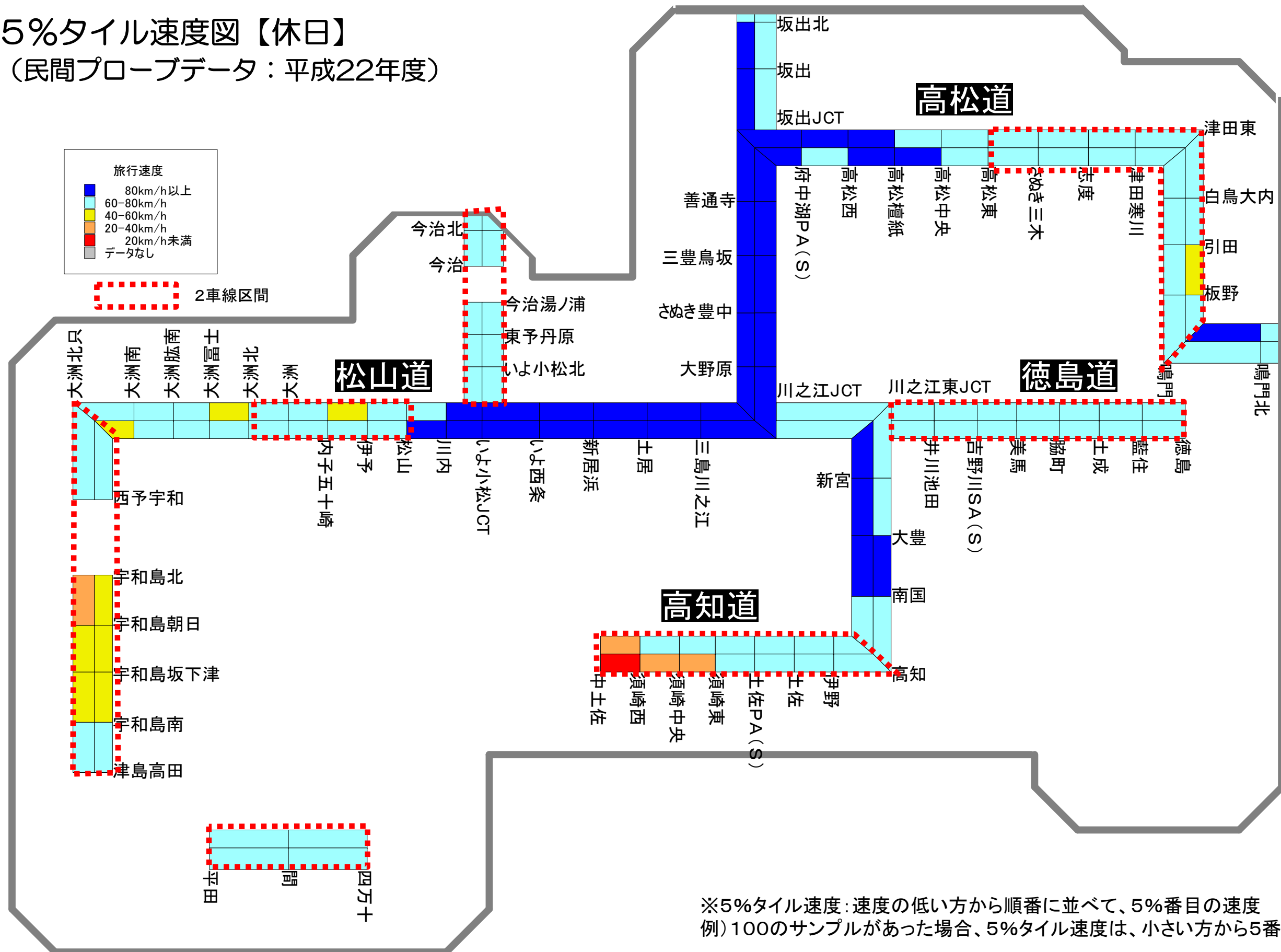
4) 高速道路の状況について

5%タイル速度図【平日】
(民間プローブデータ：平成22年度)



4) 高速道路の状況について

5%タイル速度図【休日】
(民間プローブデータ：平成22年度)



一般道の主要渋滞箇所特定のおえ方について

平成24年7月27日

香川県渋滞対策協議会

1) 一般道の主要渋滞箇所特定の方 (案)

渋滞の課題の大きさを**交差点損失時間**で評価

昼間12時間

ピーク時間帯

しきい値の例
80万人時間/年相当
(混雑時の流入が20km/h以下に相当)

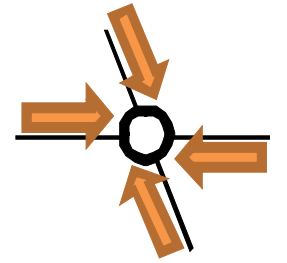
地域の課題を反映するデータによる補完

- ・平均旅行速度
- ・渋滞発生頻度 等

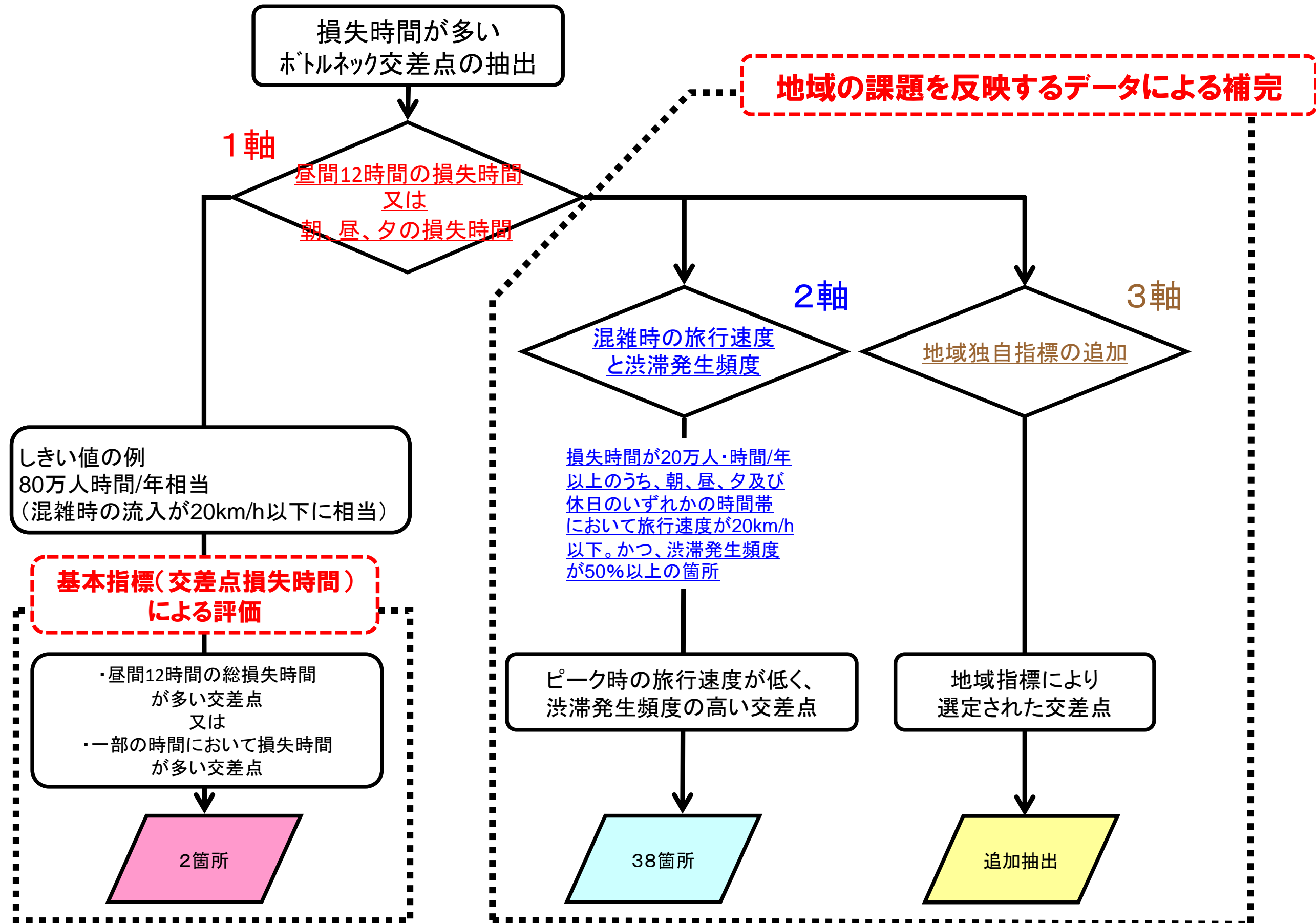
地域の実感の反映

主要渋滞箇所の候補

交差点損失時間:
交差点に流入する区間で生じている損失時間 (自由に走行できる状態からの遅れで、利用者が損失している時間) の合計



2) 交通データを活用した主要渋滞箇所の抽出フロー (案)

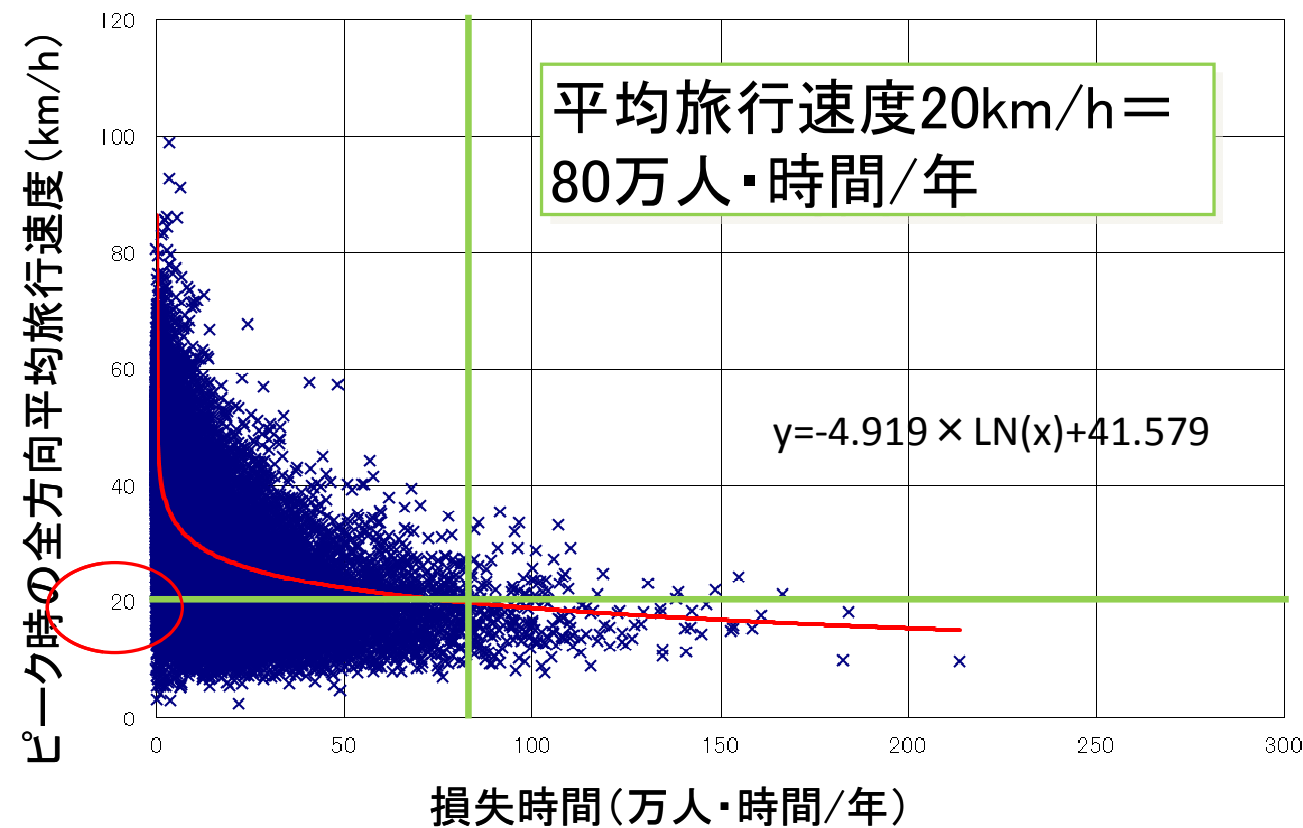


<参考> 具体的な指標 (案)

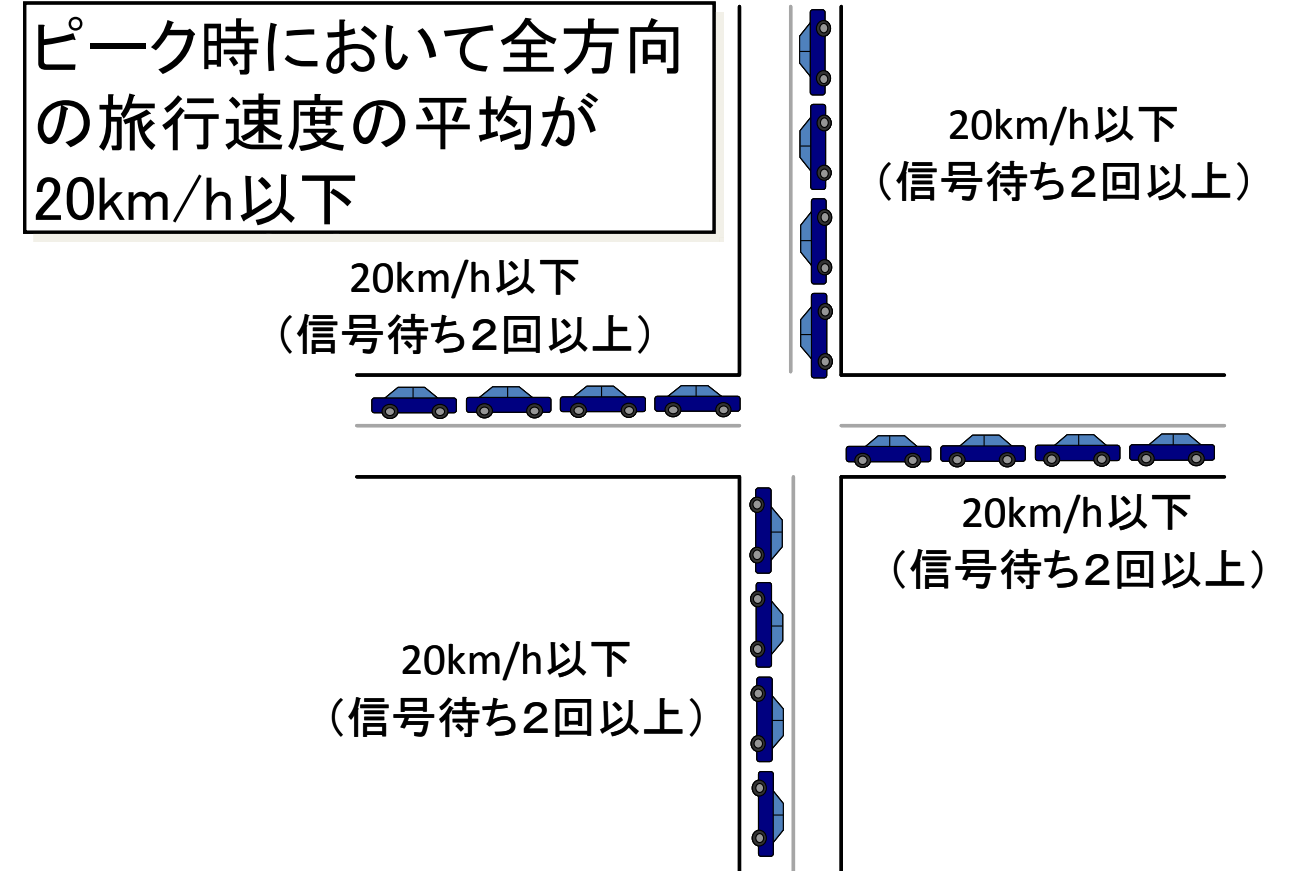
■ 1 軸：損失時間が80万人・時間/年以上の箇所

終日混雑している交差点で、特にピーク時には全方向の旅行速度の平均が20km/h以下（信号待ち2回以上）となるような箇所

【損失時間とピーク時の全方向旅行速度の平均値との関係】



【交通状況のイメージ】



<参考> 具体的な指標 (案)

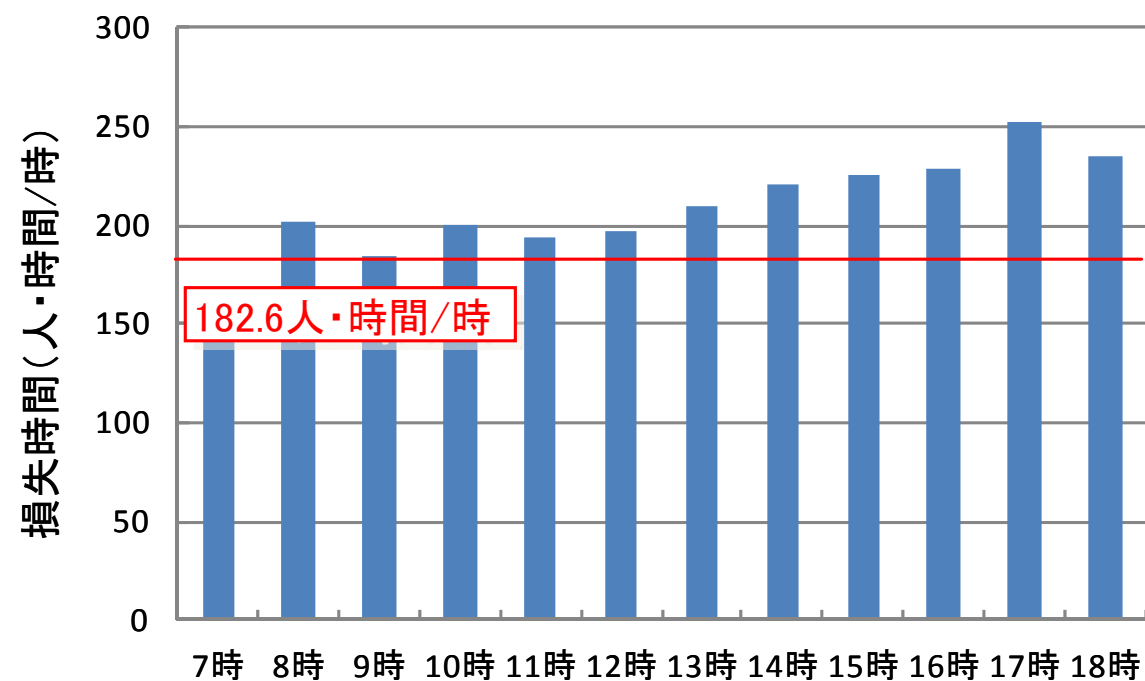
- 1'軸：1軸以外でピーク時の損失時間が182.6人・時間/時以上の箇所

1軸には対象とならないが、ピーク時には1軸と同程度の混雑となるような箇所

$$80\text{万人} \cdot \text{時間/年} \div 365\text{日} \div 12\text{時間} = 182.6\text{人} \cdot \text{時間/時}$$

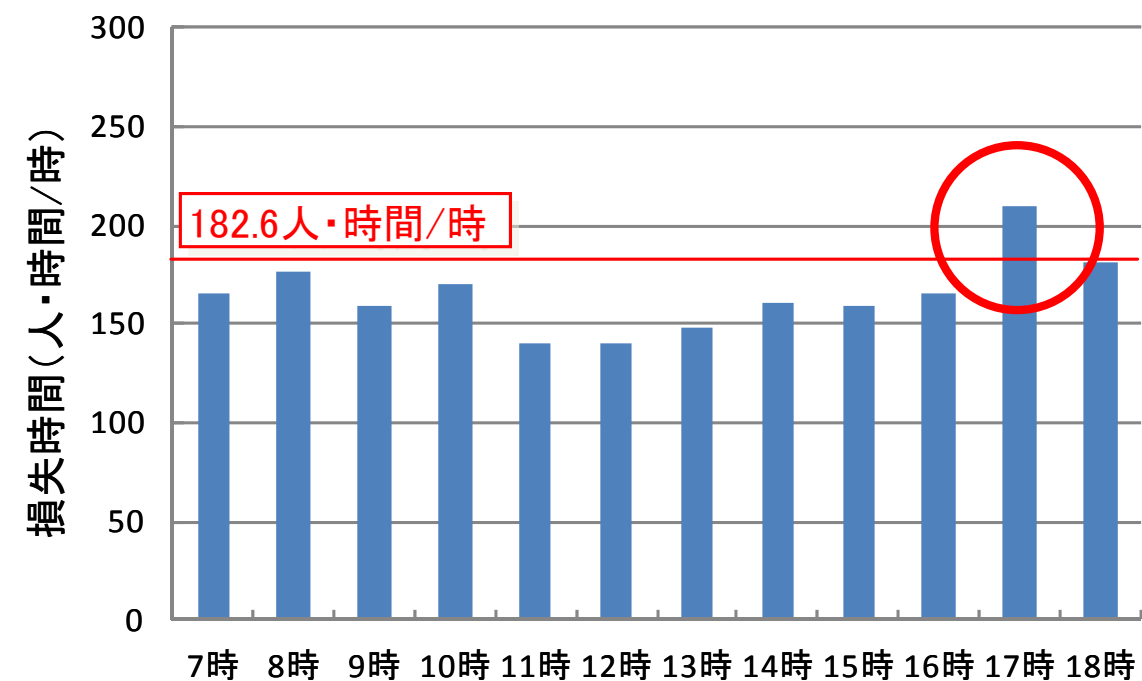
【1軸で抽出された箇所の時間帯別の損失時間】

終日混雑が発生



【1'軸で抽出された箇所の時間帯別の損失時間】

ピーク時のみ1軸と同レベルの混雑が発生



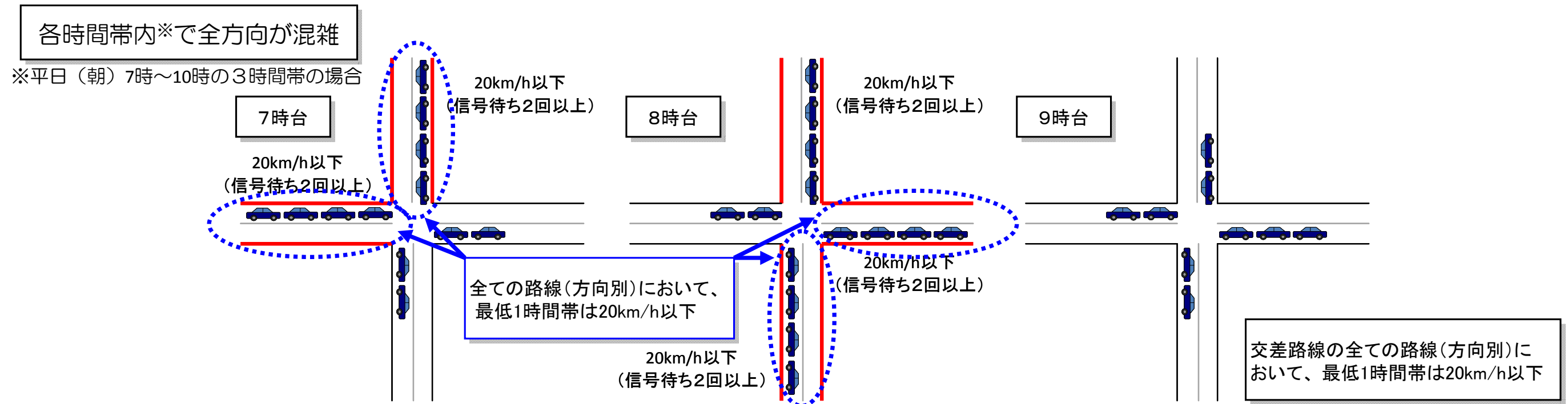
<参考> 具体的な指標 (案)

■ 2軸：混雑時の旅行速度と渋滞発生頻度が高い箇所

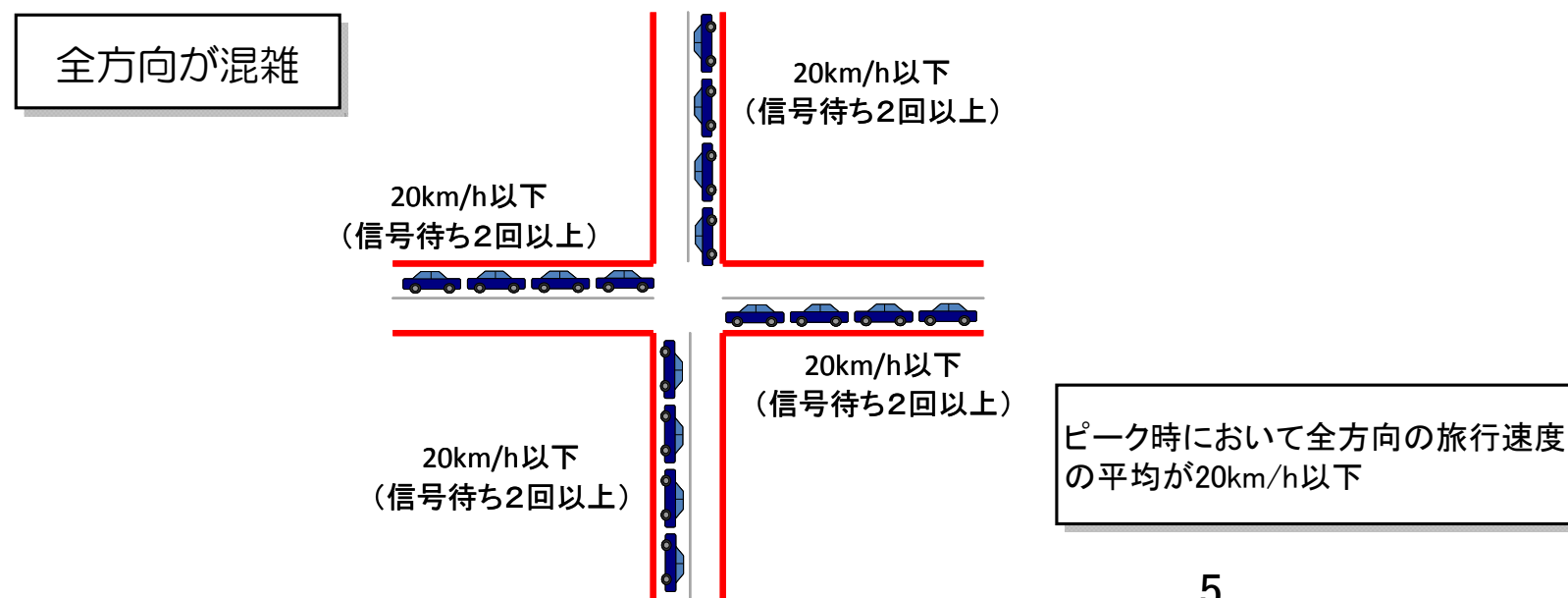
交差点損失時間が20万人・時間/年以上のうち、朝、昼、夕及び休日のいずれかの時間帯において旅行速度が20km/h以下かつ、渋滞発生頻度が50%以上の箇所 (※)

※ 平日7時~10時等のうち90分以上もしくは、休日7時~19時のうち360分以上、平均旅行速度が20km/h以下の状態が生じている箇所

【2軸で抽出する箇所の交通状況のイメージ】



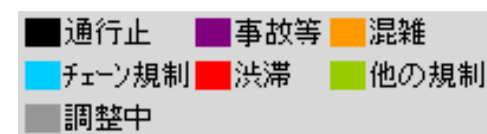
【1軸で抽出する箇所の交通状況のイメージ(再掲)】



＜参考＞混雑を表す20km/hの根拠

日本道路交通情報センター（JARTIC）や公安委員会等では、20km/h以下を混雑・渋滞の指標としている。

●日本道路交通情報センターにおける渋滞・混雑の定義



道路交通情報Now!! では、渋滞を「赤色」、混雑を「だいたい色」で表示し、下表のように定められています。

区分	高速道路	都市高速道路	一般道路
渋滞	時速 40km以下	時速 20km以下	時速 10km以下
混雑	--	時速 20km ~ 40km	時速 10km ~ 20km

<http://www.jartic.or.jp/traffic/ippan/takamatsushi.html>

●国家公安委員会における渋滞・混雑の定義

道路の区分	「混雑」と表現すべき速度	「渋滞」と表現すべき速度
郊外部の高速自動車国道等	60キロメートル毎時以下	40キロメートル毎時以下
都市部の高速自動車国道等	40キロメートル毎時以下	20キロメートル毎時以下
その他の道路	20キロメートル毎時以下	10キロメートル毎時以下

出典：国家公安委員会告示第12号

●警視庁による渋滞の判定基準

期 間：平成17年1月1日～12月31日の間

時 間：午前7時00分～午後7時00分の12時間

測定区間：都内一般道路～2,300km 都内首都高速道路～363km

判定基準：道路上における車両の交通が滞り、走行速度が20km/h未満になった状態

数 値：平日における1時間平均渋滞長

平日平均：土曜、日曜、休日及び特殊日（1月1～3日、12月29～31日）を除く平日の平均

【注】平成16年版の「警視庁交通年鑑」から、平成12年より収集していた測定区間が変更された統計データを使用している。そのことから、平成15年版以前の「警視庁交通年鑑」との対比は行えない。

出典：警視庁，警視庁交通年鑑

主要渋滞箇所への抽出箇所リスト（素案）

平成24年7月27日

香川県渋滞対策協議会

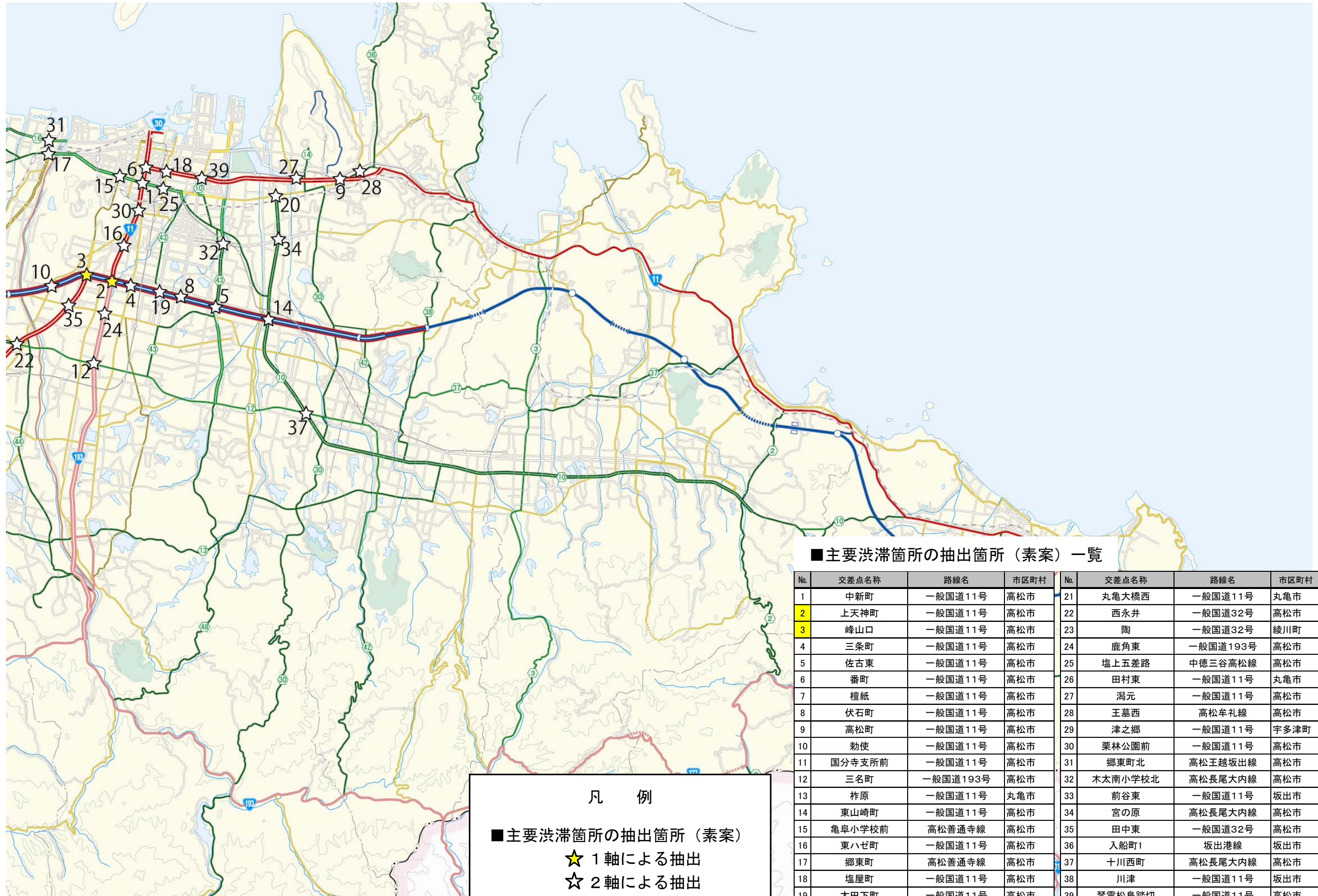
1) 主要渋滞箇所の抽出箇所リスト（素案）一覧（1軸及び2軸）

No.	交差点名称	市区町村	交差路線①	交差路線②	交差路線③	交差路線④	第1軸 昼12時間の損失時間 又は 朝、昼、夕の損失時間	第2軸 混雑時の旅行速度 と渋滞発生頻度
1	中新町	高松市	一般国道11号	高松普通寺線	中徳三谷高松線			○
2	上天神町	高松市	一般国道11号	一般国道193号			○	
3	峰山口	高松市	一般国道11号	一般国道32号	川東高松線		○	
4	三糸町	高松市	一般国道11号	高松香川線				○
5	佐古東	高松市	一般国道11号	中徳三谷高松線				○
6	番町	高松市	一般国道11号	一般国道30号	(市道)			○
7	檀紙	高松市	一般国道11号	檀紙鶴市線	山崎御殿線			○
8	伏石町	高松市	一般国道11号	(市道)				○
9	高松町	高松市	一般国道11号	高松牟礼線	牟礼中新線			○
10	勅使	高松市	一般国道11号	勅使室新線	高松琴平線			○
11	国分寺支所前	高松市	一般国道11号	三木国分寺線	端岡(停)線			○
12	三名町	高松市	一般国道193号	三木国分寺線				○
13	柞原	丸亀市	一般国道11号	丸亀三好線	丸亀(停)線			○
14	東山崎町	高松市	一般国道11号	高松長尾大内線				○
15	亀阜小学校前	高松市	高松普通寺線	川東高松線	(市道)			○
16	東ハゼ町	高松市	一般国道11号	(市道)				○
17	郷東町	高松市	高松普通寺線	衣掛郷東線	(市道)			○
18	塩屋町	高松市	一般国道11号	高松港栗林(公)線				○
19	太田下町	高松市	一般国道11号	(市道)				○
20	春日町北	高松市	高松長尾大内線	牟礼中新線	(市道)			○
21	丸亀大橋西	丸亀市	一般国道11号	丸亀詫間豊浜線	長尾丸亀線			○
22	西永井	高松市	一般国道32号	三木国分寺線				○
23	陶	綾川町	一般国道32号	府中造田線	(町道)			○
24	鹿角東	高松市	一般国道193号	国分寺太田上町線				○
25	塩上五差路	高松市	中徳三谷高松線	高松港栗林(公)線	(市道)			○
26	田村東	丸亀市	一般国道11号	原田琴平線	(市道)			○
27	湯元	高松市	一般国道11号	屋島(停)屋島(公)線	(市道)			○
28	王墓西	高松市	高松牟礼線	屋島(停)屋島(公)線				○
29	津之郷	宇多津町	一般国道11号	富熊宇多津線				○
30	栗林公園前	高松市	一般国道11号	高松香川線				○
31	郷東町北	高松市	高松王越坂出線	(市道)				○
32	木太南小学校北	高松市	高松長尾大内線	中徳三谷高松線				○
33	前谷東	坂出市	一般国道11号	高松普通寺線				○
34	宮の原	高松市	高松長尾大内線	(市道)				○
35	田中東	高松市	一般国道32号	国分寺太田上町線				○
36	入船町1	坂出市	坂出港線	坂出(停)線	高松普通寺線			○
37	十川西町	高松市	高松長尾大内線	三木国分寺線				○
38	川津	坂出市	一般国道11号	一般国道438号	坂出港線			○
39	琴電松島踏切	高松市	一般国道11号	高松長尾大内線	高松東港線			○
40	上氏部	坂出市	一般国道11号	林田府中線				○
							2	38

2) 主要渋滞箇所の抽出箇所（素案）位置図 1/3（高松中心部）（1軸及び2軸）



2) 主要渋滞箇所の抽出箇所（素案）位置図 2/3（東讃）（1軸及び2軸）



■主要渋滞箇所の抽出箇所（素案）一覧

No.	交差点名称	路線名	市区町村	No.	交差点名称	路線名	市区町村
1	中新町	一般国道11号	高松市	21	丸亀大橋西	一般国道11号	丸亀市
2	上天神町	一般国道11号	高松市	22	西永井	一般国道32号	高松市
3	峰山口	一般国道11号	高松市	23	陶	一般国道32号	綾川町
4	三条町	一般国道11号	高松市	24	鹿角東	一般国道193号	高松市
5	佐古東	一般国道11号	高松市	25	塩上五差路	中徳三谷高松線	高松市
6	番町	一般国道11号	高松市	26	田村東	一般国道11号	丸亀市
7	檀紙	一般国道11号	高松市	27	湯元	一般国道11号	高松市
8	伏石町	一般国道11号	高松市	28	王墓西	高松牟礼線	高松市
9	高松町	一般国道11号	高松市	29	津之郷	一般国道11号	宇多津町
10	勅使	一般国道11号	高松市	30	栗林公園前	一般国道11号	高松市
11	国分寺支所前	一般国道11号	高松市	31	郷東町北	高松王越坂出線	高松市
12	三名町	一般国道193号	高松市	32	木太南小学校北	高松長尾大内線	高松市
13	柞原	一般国道11号	丸亀市	33	前谷東	一般国道11号	坂出市
14	東山崎町	一般国道11号	高松市	34	宮の原	高松長尾大内線	高松市
15	亀阜小学校前	高松普通寺線	高松市	35	田中東	一般国道32号	高松市
16	東ハゼ町	一般国道11号	高松市	36	入船町1	坂出港線	坂出市
17	郷東町	高松普通寺線	高松市	37	十川西町	高松長尾大内線	高松市
18	塩屋町	一般国道11号	高松市	38	川津	一般国道11号	坂出市
19	太田下町	一般国道11号	高松市	39	琴電松島路切	一般国道11号	高松市
20	春日町北	高松長尾大内線	高松市	40	上氏部	一般国道11号	坂出市

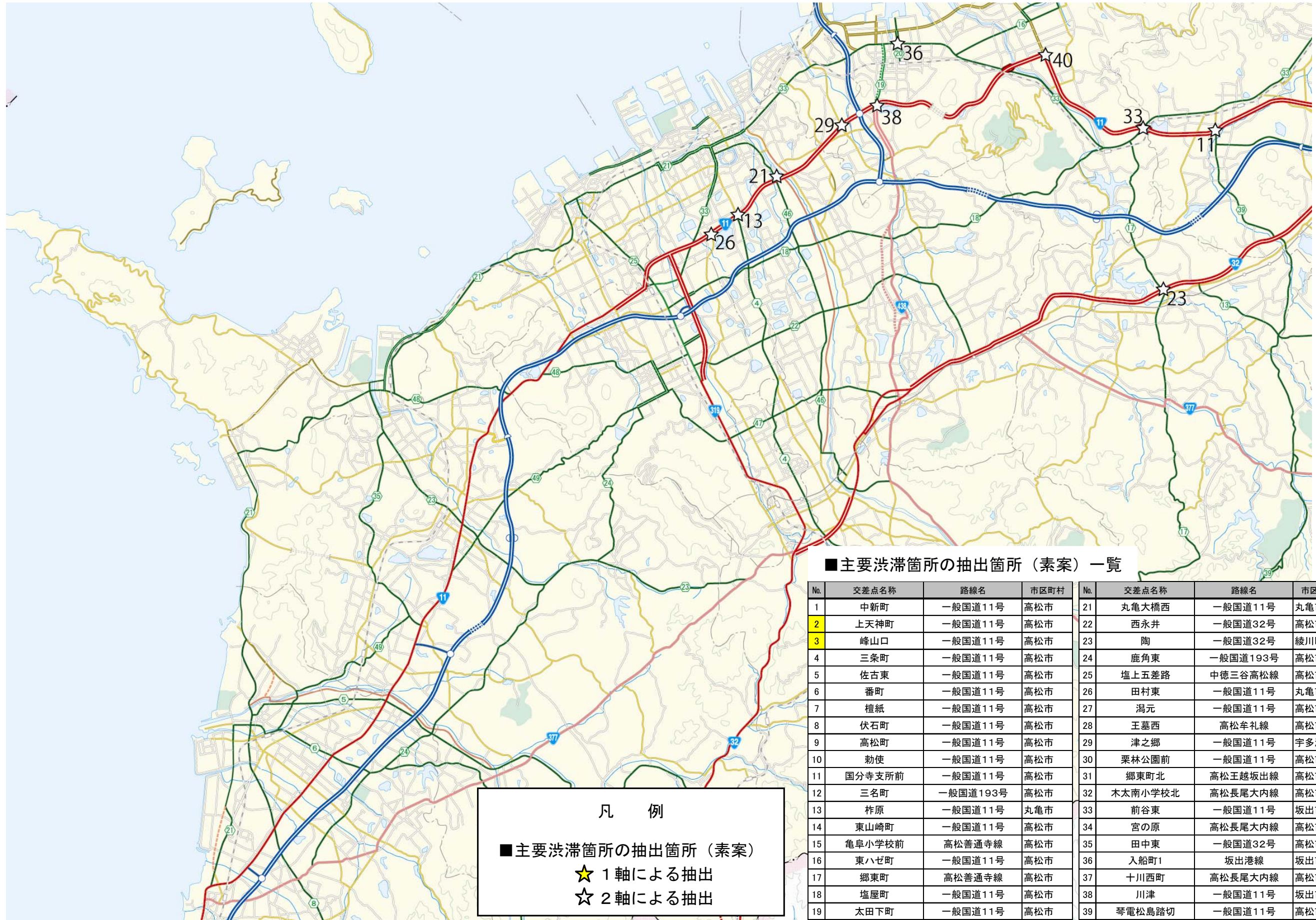
凡 例

■主要渋滞箇所の抽出箇所（素案）

★ 1軸による抽出

☆ 2軸による抽出

2) 主要渋滞箇所の抽出箇所（素案）位置図 3/3（西讃）（1軸及び2軸）



パブリックコメント調査方法について（案）

平成24年7月27日

香川県渋滞対策協議会

■調査方法

調査方法は、各機関（渋滞協委員、トラック協会、タクシー協同組合）に協力を依頼し、「web方式」を基本としつつ、「紙による方式」も合わせて実施。

また、道路利用者の意見を幅広く取り入れるため、アンケートモニター制度を活用したwebアンケートについても実施予定。

[web方式]



[紙による方式]



or

一般道路
利用者

アンケート
モニター制度

web方式
での回答

紙による方式
での回答

事業者

web方式での回答

紙による方式
での回答

■調査項目（案）

区分	設問
①回答者属性 [必須]	運転の有無, 居住地, 性別, 年代, 職業
②移動実態 [必須]	自動車利用の目的 自動車利用の頻度 出発地・目的地
③良く通過する 走行経路上の 交差点について (素案箇所) [必須]	渋滞していない交差点 (最大5つまで回答) 渋滞を解消して欲しい交差点 (最大5つまで回答)
④渋滞を解消して 欲しい交差点 について [必須]	通過方向 渋滞の発生理由 (交通量が多い、右折レーンがない、 歩行者・自転車が多いなど) 渋滞に対する要望 (早急に解消して欲しい～ 特に気にならないの4段階評価)
⑤素案箇所以外の渋滞の有無 [任意]	その他の交差点での渋滞の有無
⑥その他 [任意]	自由意見

☆道路利用者の意見を反映することによる
地域の実感と整合した主要渋滞箇所の特定